

令和6年度版

後期高齢者医療の事業概要

宮城県後期高齢者医療広域連合

目 次

I 制度の状況及び概要	1
1. 被保険者数の推移	2
(1) 令和5年度までの被保険者数の推移（実計値）	2
(2) 将来の75歳以上人口の推移（推計値）	3
(3) 宮城県の被保険者数の状況（令和6年3月31日現在）	3
2. 保険料の決定方法	5
(1) 医療費と保険料	5
(2) 保険料率の決定（改定）	5
3. 保険料の賦課・収納状況	6
(1) 令和5年度保険料賦課額と収納の状況（令和6年5月末時点）	6
(2) 令和5年度保険料軽減の状況	6
(3) 令和6年度保険料軽減措置のイメージ	7
4. 被保険者証	8
(1) 被保険者証	8
(2) 令和6年12月2日以降の取扱い	8
(3) 限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証	8
II 事業概要及び実績	9
1. 令和5年度保険給付の状況	10
(1) 保険給付費について	10
(2) 保険給付費の年度ごとの推移（平成20年度～令和5年度）	10
2. 後期高齢者1人当たりの年間医療費	12
3. 保健事業	14
(1) 健康診査事業	14
(2) 歯科健診事業	14
(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	16

4. 医療費適正化事業	17
(1) ジェネリック医薬品希望シールの配布	17
(2) ジェネリック医薬品差額通知	17
(3) 医療費通知	18
5. 広報事業.....	19
III 令和6年度予算.....	21
1. 一般会計予算（令和6年8月31日現在）	22
2. 後期高齢者医療特別会計予算（令和6年8月31日現在）	23

I 制度の状況及び概要

平成 20 年度に「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を実施するために後期高齢者医療制度が創設され、17 年目を迎えました。今後も人口減少・少子高齢化が進むとともに、被保険者数は増加する見込みとなっています。

このような状況の下、令和 4 年 10 月から、一定程度所得がある方については、医療機関等での窓口負担の割合を従来の 1 割から 2 割に引き上げる見直しを実施されたところです。

後期高齢者医療制度は、県内の各市町村にご協力を頂きながら各都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）が運営を行っています。

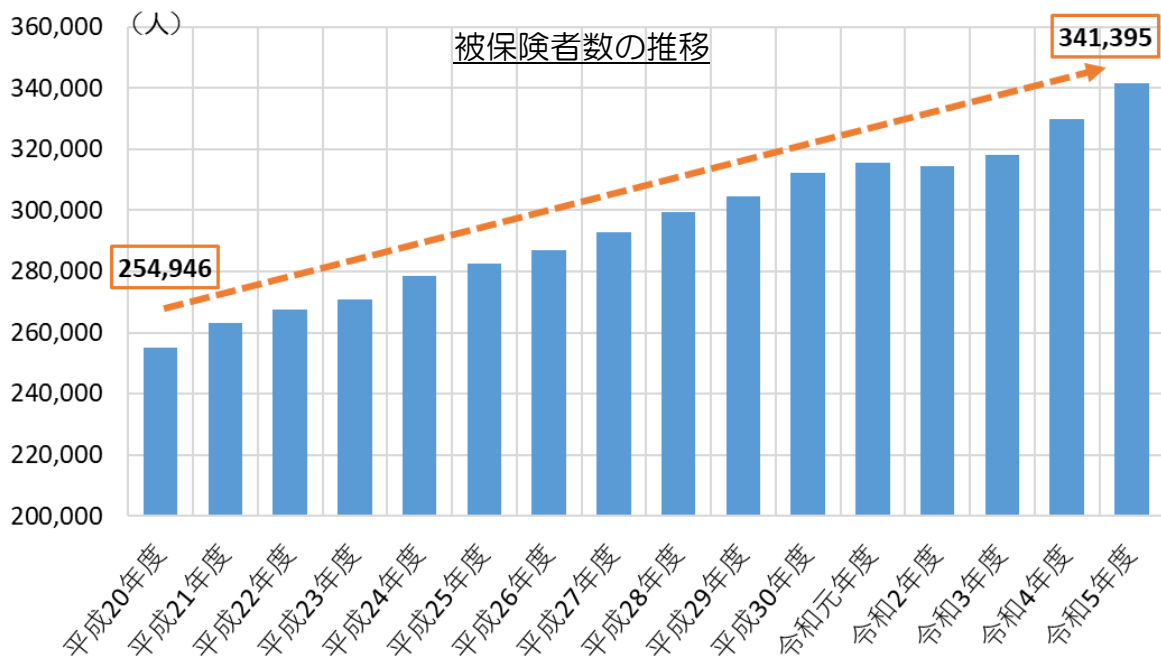
1. 被保険者数の推移

(1) 令和5年度までの被保険者数の推移（実計値）

宮城県の後期高齢者医療制度の被保険者数は、令和5年度末には341,395人となっています。制度発足当時の平成20年度当初（248,434人）と比較すると、16年間で92,961人（約37.4%）増加しています。

年 度 (年度末時点)	被保険者数	資格別内訳	
		75歳以上	65～74歳※
平成20年度	254,946人	246,617人	8,329人
平成21年度	263,272人	255,791人	7,481人
平成22年度	267,551人	260,968人	6,583人
平成23年度	270,986人	265,190人	5,796人
平成24年度	278,465人	273,364人	5,101人
平成25年度	282,388人	277,659人	4,729人
平成26年度	287,003人	282,690人	4,313人
平成27年度	292,823人	288,907人	3,916人
平成28年度	299,262人	295,663人	3,599人
平成29年度	304,562人	301,168人	3,394人
平成30年度	312,117人	308,813人	3,304人
令和元年度	315,667人	312,297人	3,370人
令和2年度	314,454人	311,085人	3,369人
令和3年度	318,191人	314,973人	3,218人
令和4年度	329,951人	327,126人	2,825人
令和5年度	341,395人	338,860人	2,535人

※一定の障害がある65歳～74歳の方も、広域連合の認定を受けた場合、制度の対象となります。

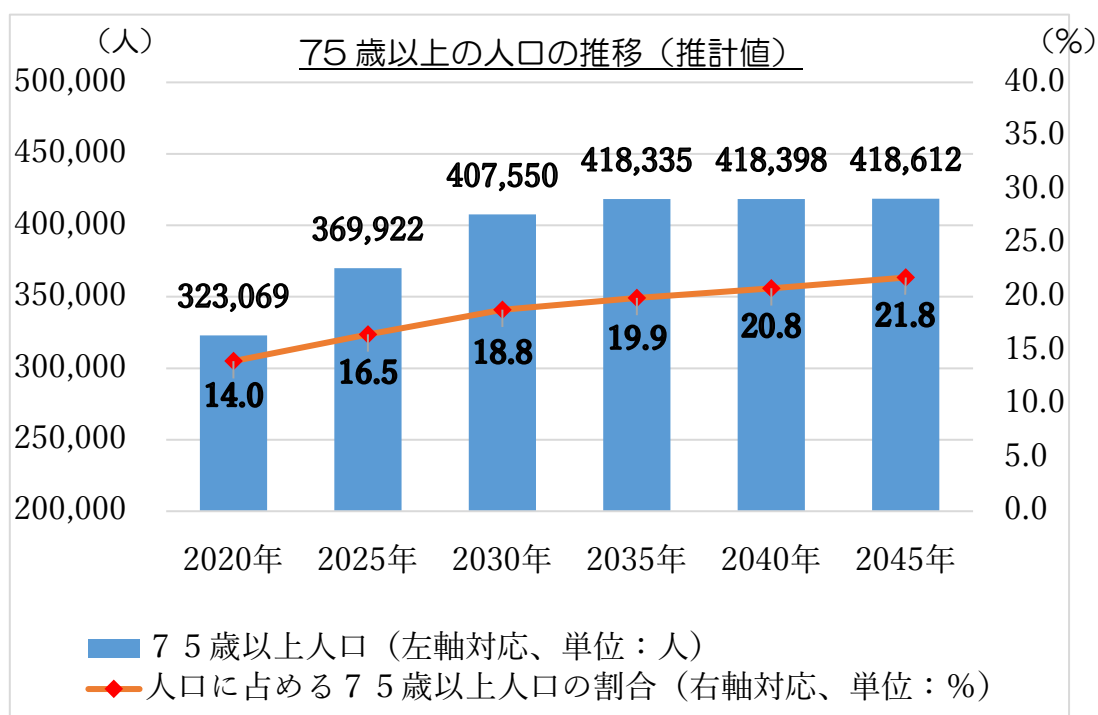


(2) 将来の75歳以上人口の推移（推計値）

年 度	75歳以上人口
令和 2(2020)年	323,069 人
令和 7(2025)年	369,922 人
令和 12(2030)年	407,550 人
令和 17(2035)年	418,335 人
令和 22(2040)年	418,398 人
令和 27(2045)年	418,612 人

宮城県の75歳以上の人口は、2045年には418,612人まで増加すると見込まれており、その後もしばらく増加が続くと予測されています。

(出典)
国立社会保障・人口問題研究所
『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』



(3) 宮城県の被保険者数の状況（令和6年3月31日現在）



宮城県の住民基本台帳人口：2,230,658人
[前年度比 Δ16,149人 (Δ0.72%)]

宮城県内被保険者数：341,395人
[前年度比 +11,444人 (+3.47%)]

住民基本台帳人口に占める被保険者数の割合 15.30%
[前年度比 +0.61%]

(参考) 市町村別被保険者数と住民基本台帳に占める被保険者数の割合

※令和5年度末時点・被保険者数の割合順

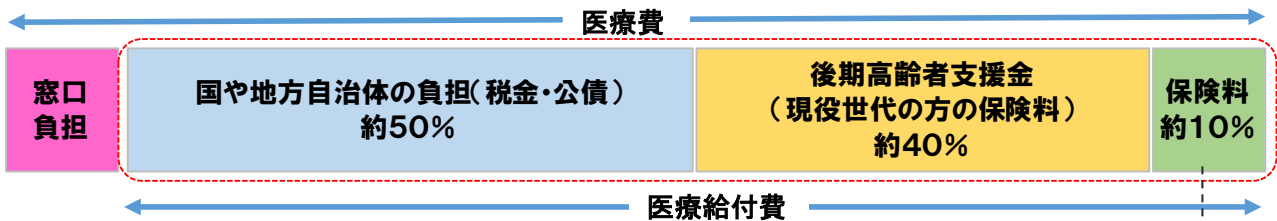
	市 町 村	住民基本台帳人口に占める 被保険者数の割合(%)	被保険者数	住民基本台帳人口
1	七ヶ宿町	27.64 %	338 人	1,223 人
2	丸森町	24.01 %	2,828 人	11,780 人
3	女川町	23.99 %	1,402 人	5,844 人
4	山元町	23.57 %	2,714 人	11,516 人
5	気仙沼市	23.49 %	13,401 人	57,047 人
6	松島町	22.74 %	2,960 人	13,019 人
7	栗原市	22.24 %	13,639 人	61,318 人
8	南三陸町	21.39 %	2,495 人	11,665 人
9	蔵王町	20.94 %	2,303 人	10,996 人
10	涌谷町	20.19 %	2,923 人	14,480 人
11	加美町	19.94 %	4,234 人	21,232 人
12	白石市	19.91 %	6,155 人	30,914 人
13	角田市	19.90 %	5,322 人	26,748 人
14	川崎町	19.60 %	1,572 人	8,020 人
15	村田町	19.29 %	1,926 人	9,987 人
16	大郷町	19.23 %	1,448 人	7,530 人
17	美里町	19.07 %	4,393 人	23,034 人
18	石巻市	19.07 %	25,503 人	133,724 人
19	塩竈市	18.85 %	9,782 人	51,891 人
20	色麻町	18.83 %	1,172 人	6,223 人
21	登米市	18.71 %	13,609 人	72,754 人
22	巨理町	16.86 %	5,551 人	32,926 人
23	七ヶ浜町	16.84 %	2,989 人	17,748 人
24	東松島市	16.17 %	6,172 人	38,168 人
25	柴田町	16.08 %	5,863 人	36,462 人
26	大崎市	16.02 %	19,718 人	123,083 人
27	大衡村	15.73 %	871 人	5,538 人
28	大河原町	15.35 %	3,593 人	23,414 人
29	岩沼市	14.22 %	6,170 人	43,387 人
30	多賀城市	13.39 %	8,275 人	61,782 人
31	仙台市	13.11 %	139,164 人	1,061,450 人
32	名取市	12.14 %	9,672 人	79,665 人
33	利府町	11.98 %	4,289 人	35,804 人
34	大和町	11.93 %	3,329 人	27,908 人
35	富谷市	10.73 %	5,620 人	52,378 人
	合 計	15.30 %	341,395 人	2,230,658 人

2. 保険料の決定方法

(1) 医療費と保険料

医療費は、被保険者が病院などで支払う「**窓口負担(自己負担額)**」と保険から給付される「**医療給付費**」で構成されています。この「医療給付費」のうち、約50%を国と地方自治体(税金など)で、約40%を後期高齢者支援金(現役世代の方の保険料)で負担し、残りの約10%を被保険者の保険料で負担します。

医療給付費の多くが公費と現役世代からの支援金で賄われている医療制度となっています。

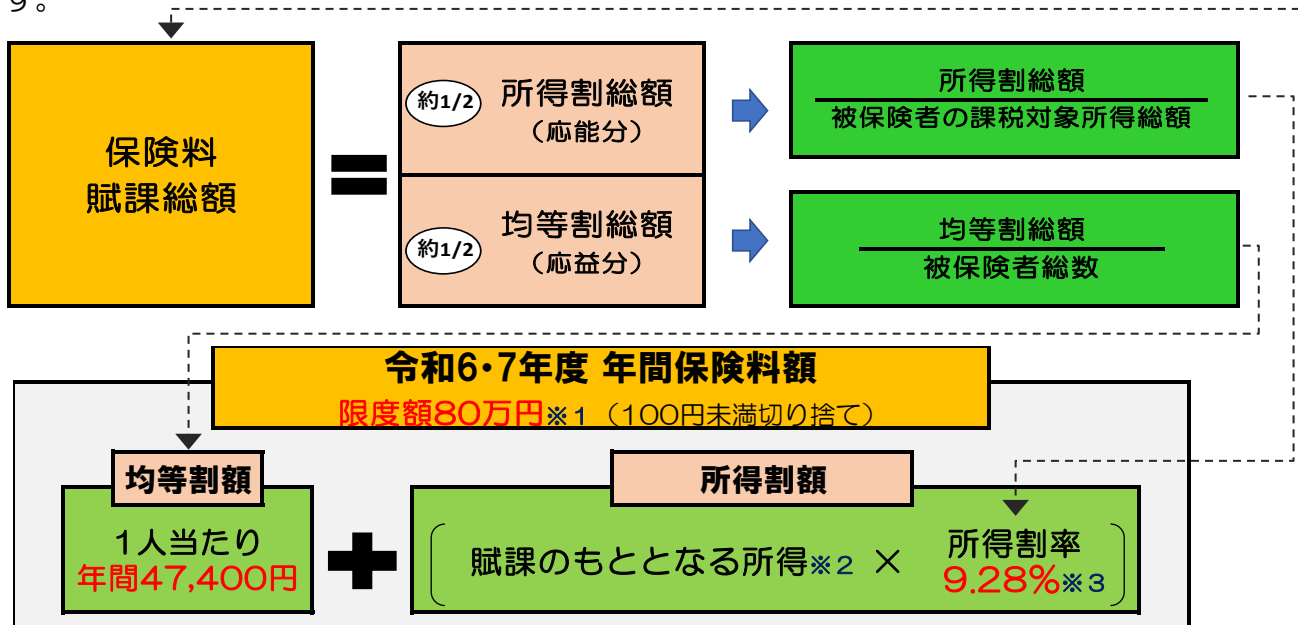


(2) 保険料率の決定(改定)

後期高齢者医療制度の保険料は、広域連合の条例で保険料率を定めて決定します。

この保険料は、被保険者の所得に応じて賦課される「**所得割額(応能分)**」と、被保険者全員が等しく負担する「**均等割額(応益分)**」から構成され、被保険者一人一人を単位として算定・賦課されます。

また、2年に一度保険料率の改定を行っており、次回改定は令和8年度となります。その際に、今後2か年分の医療費を予測し、収支の均衡が図られるよう保険料率を設定します。



※1 令和6年度における特例として、令和6年3月以前に加入した方は、限度額73万円となります。

※2 「賦課のもととなる所得」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額を控除した額です(ただし、繰越純損失額は控除されますが、繰越雑損失額は控除されません。)

※3 令和6年度における特例として、賦課のもととなる所得が58万円以下の方は、所得割率8.72%となります。

3. 保険料の賦課・収納状況

(1) 令和5年度保険料賦課額と収納の状況（令和6年5月末時点）

保険料の納付方法については、年金から保険料が天引きされる「特別徴収」が原則となります。また、口座振替や直接金融機関等で納付する「普通徴収」もあります。

賦課額 (A)	収納額 (B)	未納額 (A-B)	収納率 (B) / (A)
231 億 6,970 万円	230 億 5,961 万円	1 億 1,009 万円	99.52%
うち特別徴収 142 億 8,650 万円	142 億 8,650 万円	1 億 1,009 万円	100%
うち普通徴収 88 億 8,320 万円	87 億 7,311 万円		98.76%

(2) 令和5年度保険料軽減の状況

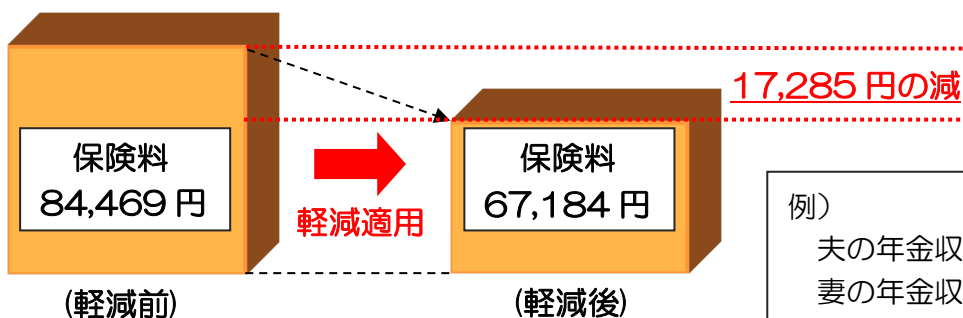
同一世帯内の所得が低い場合や、会社の健康保険などの被扶養者であった方は、保険料均等割額が軽減されます。令和5年度（令和6年3月異動賦課時）の保険料軽減総額は、

59 億 2,149 万円です。

（令和5年度1人当たり均等割額：44,640円）

軽減割合等		軽減者数	軽減額	軽減後の 1人当たり 年間均等割額
均等割額の軽減種類	7割軽減	124,962人	39 億 481 万円	13,392円
	5割軽減	46,054人	10 億 2,793 万円	22,320円
	2割軽減	40,948人	3 億 6,558 万円	35,712円
	元被扶養者7割軽減	16,407人	5 億 1,269 万円	13,392円
	元被扶養者5割軽減	4,950人	1 億 1,048 万円	22,320円
合計		233,321人	59 億 2,149 万円	—

(参考) 1人当たりの平均保険料賦課額と軽減後の保険料賦課額（令和5年度確定賦課時）

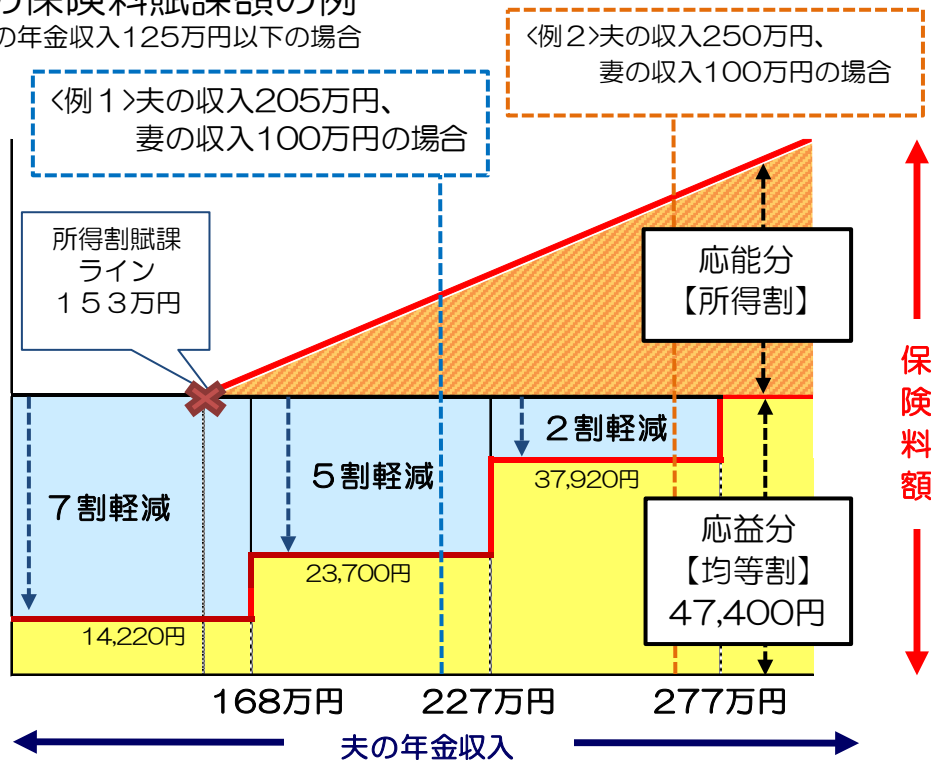


例)
 夫の年金収入：205万円
 妻の年金収入：100万円
 上記の場合の夫の保険料賦課額
67,100円

(3) 令和6年度保険料軽減措置のイメージ

夫の保険料賦課額の例

※妻の年金収入125万円以下の場合



〈例1〉 23,700円 + 45,344円 = 69,000円

〈例2〉 37,920円 + 90,016円 = 127,900円

※100円未満切り捨て

均等割額の軽減対象判定基準

均等割額軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減後の1人当たり年間均等割額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	14,220円
5割軽減	43万円+29万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	23,700円
2割軽減	43万円+54万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	37,920円

【給与所得者等とは】

- ① 給与収入が年間55万円を超える方
- ② 65歳未満で公的年金等の収入が年間60万円を超える方
- ③ 65歳以上で公的年金等の収入が年間125万円を超える方

4. 被保険者証

(1) 被保険者証

医療機関等の窓口で提示すると、かかった医療費の一部の負担で医療が受けられます。被保険者 1 人に 1 枚交付され、有効期間は「令和 7 年 7 月 31 日」です。

なお、法改正により、令和 6 年 12 月 2 日以降、新たな保険証は発行されなくなります。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限	令和 7 年 7 月 31 日
交付年月日	令和 年 月 日
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	宮城県 後期高齢者医療広域連合 印

(2) 令和 6 年 12 月 2 日以降の取扱い

令和 6 年 12 月 2 日以降に 75 歳になられる方や住所異動・保険証紛失等による再交付の申請があった方には、保険証の替わりとなる「資格確認書」を交付します。

12 月 2 日以降、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付することになっていきますが、後期高齢者については、IT に不慣れなどの理由により、来年の 7 月末までは「資格情報のお知らせ」は使わずに、すべて「資格確認書」を交付することになりました。

後期高齢者医療資格確認書

有効期限	令和 7 年 7 月 31 日
交付年月日	令和 6 年 12 月 2 日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 3 号
氏名	広域 太郎 男
生年月日	
資格取得年月日	令和 6 年 12 月 2 日
負担割合・発効期日	2 割・令和 6 年 12 月 2 日
適用区分・発効期日	
長期入院該当日	
特定疾病区分・発効期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 4 0 0 1 0 0 宮城県 後期高齢者医療広域連合 印

(3) 限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関等の窓口で支払う医療費の負担割合は、所得に応じて、1 割、2 割、3 割のいずれかになります。

3 割負担の方のうち、所得区分（適用区分）が現役 I または現役 II に該当する方や、負担割合が 1 割負担の方のうち、所得区分（適用区分）が区分 I または区分 II に該当する方は、これらの認定証を医療機関等の窓口で提示することで、支払額をそれぞれの自己負担限度額に留め、医療費の窓口負担を抑えることができます。

12 月 2 日以降に認定申請いただいた場合は、認定証を発行せずに、資格確認書に限度区分等を記載することになります。

Ⅱ 事業概要及び実績

高齢化が進むにつれて、保険給付費は年々増加しています。広域連合では、医療費適正化を図るべく、医療費適正化事業を行っています。

また、健康を保持し、病気を事前に予防するための保健事業を併せて実施しています。

そのほか後期高齢者医療制度に関するリーフレットやポスターを作成し、制度の周知を行う広報事業を行っています。

1. 令和5年度保険給付の状況

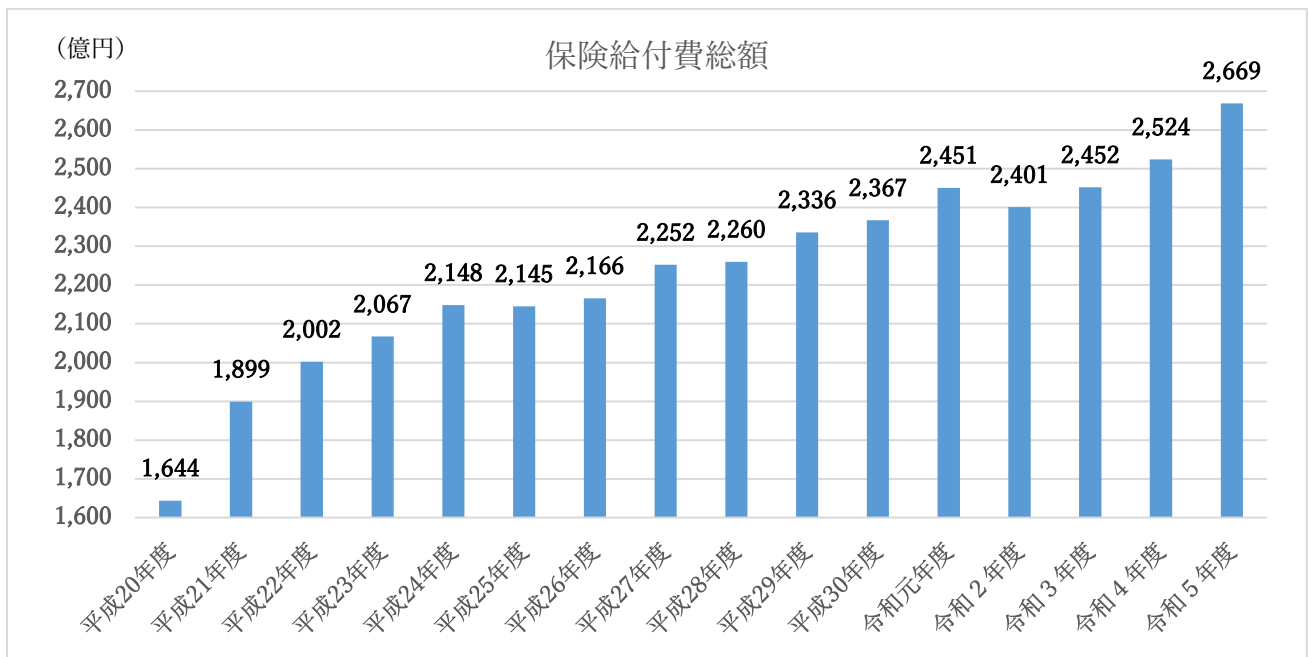
(1) 保険給付費について

保険給付費は、主に医療給付費及び療養費並びに高額療養費及び高額介護合算療養費などがこれに該当します。その中でも医療給付費（被保険者の皆様が、医療機関へ自己負担額を医療機関の窓口で支払い、残りの医療費を広域連合が負担したものの）の割合が最も高く、令和5年度実績では保険給付費全体の約96%を医療給付費が占めています。

(2) 保険給付費の年度ごとの推移（平成20年度～令和5年度）

○保険給付費は、高齢化が進むとともに、年々増加しています。（令和2年度は、新型コロナ等の影響から減少に転じていますが、増加傾向が続くと予想されます。）

○制度発足当時の平成20年度の保険給付費は1,644億円でしたが、令和5年度には2,669億円となっており、16年間で約**62.3%増**となっています。



保険給付費等の内訳（令和5年度決算値）

種 別	内訳種別	件数	保険給付費
(1)医療給付費 ※1	医科	5,392,728 件	2,008 億 2,797 万 5,413 円
	歯科	835,504 件	93 億 2,024 万 6,219 円
	調剤	3,888,324 件	445 億 5,448 万 4,253 円
	食事療養費 ※3	206,104 件	29 億 1,412 万 6,519 円
	医療給付費計	10,116,556 件	2,576 億 1,683 万 2,404 円
(2)療養費 ※2	療養費	7,600 件	1 億 7,274 万 4,553 円
	はり灸・マッサージ	37,709 件	9 億 168 万 7,087 円
	柔道整復	81,381 件	4 億 8,889 万 4,555 円
	療養費計	126,690 件	15 億 6,332 万 6,195 円
(3)訪問看護療養費 ※4		23,463 件	31 億 6,031 万 9,700 円
(4)移送費 ※5		1 件	17 万 5,800 円
(5)審査支払手数料		10,218,979 件	6 億 2,105 万 6,155 円
療養諸費計		20,485,689 件	2,629 億 6,171 万 254 円
(6)高額療養費 ※6	高額療養費	550,957 件	26 億 2,129 万 8,311 円
	外来年間合算	2,635 件	8,132 万 8,008 円
(7)高額介護合算 ※7		19,685 件	2 億 4,429 万 9,429 円
高額療養諸費計		573,277 件	29 億 4,692 万 5,748 円
(8)葬祭費 ※8		19,778 件	9 億 8,890 万円
(9)傷病手当金 ※9		10 件	20 万 8,458 円
保険給付費等合計		21,078,754 件	2,668 億 9,774 万 4,460 円

- ※1 被保険者の皆様が医療機関へ自己負担額を医療機関の窓口で支払い、残りの医療費を広域連合が負担したものの。
- ※2 被保険者の皆様が施術機関等へ自己負担額または全額を支払い、後日、申請することで、広域連合が差額分を払い戻したものの。
- ※3 食事療養費の件数は、再掲のため医療給付費計に含まれておりません。
- ※4 被保険者の皆様が、医師が必要と認めて訪問看護を利用した際に、自己負担額以外を広域連合が負担したものの。
- ※5 移動が困難な被保険者の皆様が、医師の指示で、転院などの緊急移動費用がかかったときの費用全額を広域連合が支給したものの。
- ※6 被保険者の皆様が、医療機関などで支払った自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に、その超えた分を広域連合が支給したものの。
- ※7 医療と介護の両方の自己負担額を世帯で合算し、基準額を超えた場合、超えた分を広域連合が支給したものの。
- ※8 葬祭を行った方（喪主）または火葬のみを行った方へ 5 万円（1 人当たり）支給したものの。
- ※9 給与等の支払を受けている被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため勤務ができず、給与等を受けることができなかった場合に支給したものの。

2. 後期高齢者 1 人当たりの年間医療費

後期高齢者 1 人当たりの年間の医療費は、下のグラフのとおり令和元年度まで増加傾向でしたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大があり、前年度より減少しています。

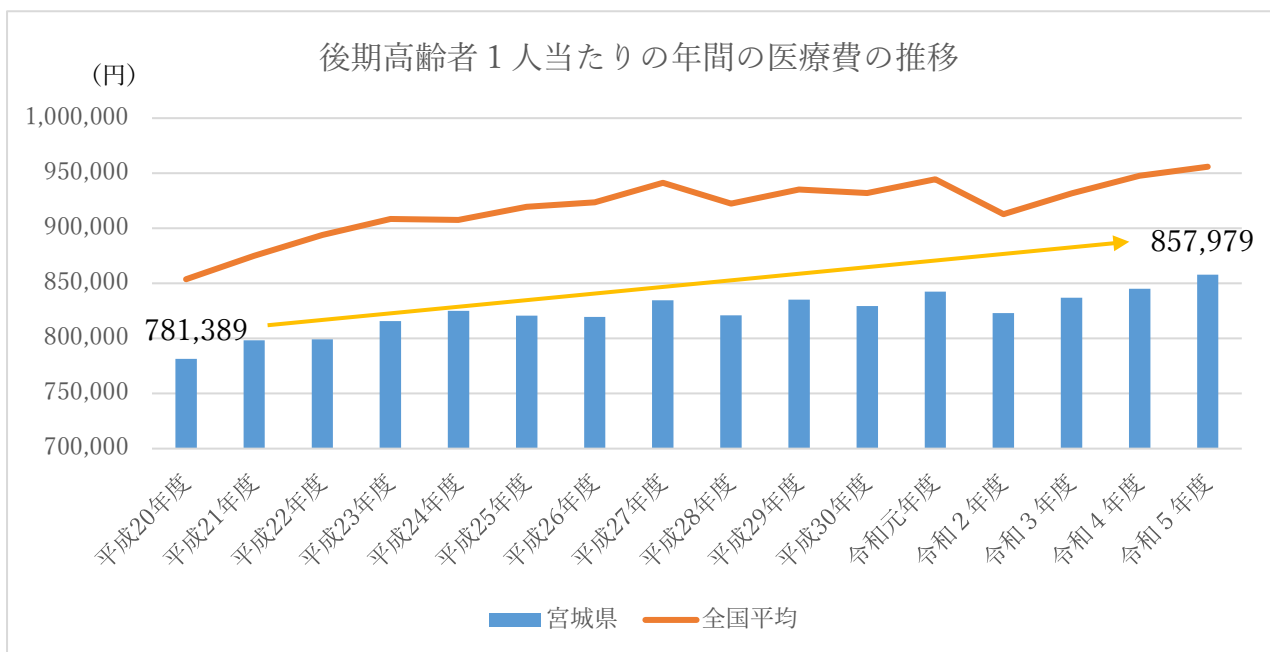
令和 5 年度の宮城県の 1 人当たりの年間医療費は、全国平均値よりも 9 万 7 千 9 2 5 円低くなっています。これについては、様々な理由が考えられますが、宮城県では、西日本などに比べて病床数（ベッド数）がやや少ないため、病気になった際に入院治療よりも在宅治療を選択する場合が比較的多いことなどが理由の一つと考えられます。

また、制度発足当時の平成 20 年度から過去 16 年間の 1 人当たりの年間医療費の伸び率について、全国平均と宮城県を比較すると、全国平均は約 11.96% 増であるのに対し、宮城県は約 9.80% 増となっており、全国平均の伸び率が大きくなっています。

各都道府県の後期高齢者 1 人当たりの年間の医療費については、次ページをご覧ください。

後期高齢者 1 人当たりの年間の医療費の推移

年度	宮城県	全国平均	年度	宮城県	全国平均
平成 20 年度	781,389 円	853,767 円	平成 28 年度	820,968 円	922,352 円
平成 21 年度	798,219 円	874,915 円	平成 29 年度	835,160 円	935,255 円
平成 22 年度	799,256 円	893,918 円	平成 30 年度	829,327 円	932,054 円
平成 23 年度	815,725 円	908,543 円	令和 元 年度	842,538 円	944,656 円
平成 24 年度	825,111 円	907,497 円	令和 2 年度	822,992 円	912,746 円
平成 25 年度	820,768 円	919,610 円	令和 3 年度	836,915 円	931,606 円
平成 26 年度	819,662 円	923,576 円	令和 4 年度	844,994 円	947,672 円
平成 27 年度	834,557 円	941,240 円	令和 5 年度	857,979 円	955,904 円



後期高齢者一人当たり医療費の都道府県順位（単位：円）

令和5年度、宮城県は全国 36 位です。

令和4年度				令和5年度			
順位	都道府県	一人当たり医療費	全国平均=100とした指数	順位	都道府県	一人当たり医療費	全国平均=100とした指数
		(円)				(円)	
1	福岡県	1,174,485	123.9	1	福岡県	1,181,148	123.6
2	高知県	1,156,229	122.0	2	高知県	1,157,787	121.1
3	鹿児島県	1,123,151	118.5	3	鹿児島県	1,125,964	117.8
4	佐賀県	1,110,442	117.2	4	佐賀県	1,104,298	115.5
5	熊本県	1,087,614	114.8	5	長崎県	1,092,064	114.2
6	長崎県	1,085,250	114.5	6	熊本県	1,091,033	114.1
7	大阪府	1,074,066	113.3	7	大阪府	1,080,181	113.0
8	北海道	1,067,387	112.6	8	徳島県	1,076,334	112.6
9	徳島県	1,062,722	112.1	9	北海道	1,075,447	112.5
10	大分県	1,051,889	111.0	10	大分県	1,067,731	111.7
11	広島県	1,042,793	110.0	11	広島県	1,057,606	110.6
12	沖縄県	1,038,660	109.6	12	沖縄県	1,049,283	109.8
13	京都府	1,032,013	108.9	13	山口県	1,036,729	108.5
14	山口県	1,025,304	108.2	14	京都府	1,027,456	107.5
15	兵庫県	1,023,673	108.0	15	兵庫県	1,025,455	107.3
16	香川県	983,628	103.8	16	岡山県	994,065	104.0
17	岡山県	980,608	103.5	17	石川県	990,505	103.6
18	石川県	974,140	102.8	18	香川県	986,900	103.2
19	和歌山県	963,558	101.7	19	愛知県	973,375	101.8
20	愛媛県	959,091	101.2	20	愛媛県	963,121	100.8
21	東京都	952,816	100.5	21	東京都	960,540	100.5
22	愛知県	952,312	100.5	22	和歌山県	960,509	100.5
23	鳥取県	946,131	99.8	23	島根県	950,727	99.5
24	奈良県	944,714	99.7	24	鳥取県	950,217	99.4
25	島根県	940,542	99.2	25	奈良県	946,495	99.0
26	滋賀県	929,711	98.1	26	富山県	940,384	98.4
27	富山県	929,505	98.1	27	滋賀県	937,795	98.1
28	福井県	915,729	96.6	28	宮崎県	931,374	97.4
29	宮崎県	914,010	96.4	29	福井県	916,495	95.9
30	神奈川県	882,399	93.1	30	神奈川県	893,364	93.5
31	岐阜県	874,536	92.3	31	岐阜県	879,177	92.0
32	山梨県	873,529	92.2	32	三重県	871,542	91.2
33	群馬県	871,408	92.0	33	山梨県	868,345	90.8
34	三重県	857,584	90.5	34	群馬県	867,624	90.8
35	長野県	849,520	89.6	35	長野県	858,809	89.8
36	山形県	845,490	89.2	36	宮城県	857,979	89.8
37	宮城県	844,994	89.2	37	山形県	854,574	89.4
38	埼玉県	844,437	89.1	38	茨城県	852,045	89.1
39	茨城県	840,220	88.7	39	埼玉県	851,283	89.1
40	栃木県	835,126	88.1	40	静岡県	842,735	88.2
41	千葉県	830,050	87.6	41	栃木県	841,704	88.1
42	静岡県	829,551	87.5	42	千葉県	838,769	87.7
43	福島県	820,887	86.6	43	福島県	827,235	86.5
44	秋田県	805,593	85.0	44	青森県	823,631	86.2
45	青森県	804,990	84.9	45	秋田県	813,090	85.1
46	岩手県	774,799	81.8	46	岩手県	779,423	81.5
47	新潟県	762,174	80.4	47	新潟県	767,579	80.3
-	全国平均	947,672	100.0	-	全国平均	955,904	100.0
最大/最小		1.54倍		最大/最小		1.54倍	

出典：公益社団法人国民健康保険中央会 医療費速報 参考資料（令和5年度）

3. 保健事業

(1) 健康診査事業

被保険者が自身の健康状態を把握することにより、生活習慣病等の早期発見を促し、健康の保持・増進を図るため、広域連合では、被保険者の皆様を対象とした健康診査を毎年度市町村へ委託して行っています。

健康診査の項目

	区 分	検査項目
基本項目	問 診	服薬歴・既往歴
	脂 質	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
	肝機能	AST・ALT・γ-GT
	代謝系	空腹時血糖またはヘモグロビンA1c
	尿・腎機能	尿糖・尿蛋白
	検 査	自覚症状・多覚症状の有無
	計 測	身長・体重・BMI・血圧
詳細項目	貧血検査 (血液一般)	血色素量・赤血球数・ヘマトクリット値
	心機能	心電図検査
	眼底検査	眼底検査
	クレアチニン検査	血清クレアチニン検査 (eGFR)

(2) 歯科健診事業

うがいや歯磨き、入れ歯の掃除などを行い、口の中を清潔に保つことによって、「^{ごえんせいはいえん}誤嚥性肺炎」
※など高齢者に多く発生する病気を予防することができます。

広域連合では、このような病気の予防のために平成 22 年度から無料で歯科健診（歯と口腔衛生状態などの確認）と事後指導（歯磨き指導など）を実施しています。



【令和6年度の実施状況】

- ◎対象者：昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれの方
- ◎健診の期間：令和6年8月1日から11月29日まで
- ◎歯科医院数：766医院

【令和5年度の実施結果（決算値）】

- ◎受診率：17.51%
- ◎受診者数：5,861人（対象者33,469人）

ごえんせいはいえん
※誤嚥性肺炎とは、物を飲み込む動きを「えんげ嚥下機能」、口から食道へ入るものが気管に入ること
とを「ごえん誤嚥」と言います。ごえんせいはいえん誤嚥性肺炎は、えんげ嚥下機能障害により唾液や食物、胃液など一緒に細菌が気道に誤って入ることにより発症します。

参考

【県内市町村別健康診査受診率の状況】

No.	市町村名	令和5年度				令和4年度			
		対象者数 A (人)	受診者数 B (人)	受診率 B/A	順位	対象者数 A (人)	受診者数 B (人)	受診率 B/A	順位
1	仙台市	123,605	41,718	33.75%	8	117,937	38,809	32.91%	8
2	石巻市	22,993	6,634	28.85%	16	22,326	6,293	28.19%	14
3	塩竈市	9,276	2,134	23.01%	29	8,984	1,918	21.35%	28
4	気仙沼市	12,193	2,974	24.39%	24	11,764	2,750	23.38%	21
5	白石市	5,617	1,297	23.09%	28	5,513	1,190	21.59%	26
6	名取市	8,522	3,788	44.45%	5	8,167	3,643	44.61%	4
7	角田市	4,554	1,110	24.37%	25	4,466	839	18.79%	32
8	多賀城市	7,422	2,209	29.76%	12	7,091	2,037	28.73%	11
9	岩沼市	5,415	1,381	25.50%	21	5,128	1,139	22.21%	23
10	登米市	12,675	3,690	29.11%	15	12,515	3,470	27.73%	15
11	栗原市	12,511	2,712	21.68%	32	12,492	2,590	20.73%	29
12	東松島市	5,494	1,603	29.18%	14	5,340	1,144	21.42%	27
13	大崎市	18,407	3,887	21.12%	33	17,879	3,419	19.12%	31
14	富谷市	4,860	2,187	45.00%	4	4,546	1,933	42.52%	5
15	蔵王町	2,061	409	19.84%	34	2,000	340	17.00%	33
16	七ヶ宿町	295	161	54.58%	1	305	168	55.08%	1
17	大河原町	3,327	1,723	51.79%	2	3,157	1,711	54.20%	2
18	村田町	1,700	476	28.00%	19	1,643	432	26.29%	17
19	柴田町	5,409	1,774	32.80%	9	5,158	1,638	31.76%	9
20	川崎町	1,392	574	41.24%	6	1,352	517	38.24%	6
21	丸森町	2,417	566	23.42%	27	2,454	530	21.60%	25
22	亘理町	5,075	1,430	28.18%	17	4,838	1,291	26.68%	16
23	山元町	2,468	731	29.62%	13	2,387	627	26.27%	18
24	松島町	2,661	637	23.94%	26	2,593	585	22.56%	22
25	七ヶ浜町	2,748	716	26.06%	20	2,591	641	24.74%	19
26	利府町	3,715	1,119	30.12%	11	3,513	994	28.29%	13
27	大和町	2,871	894	31.14%	10	2,805	841	29.98%	10
28	大郷町	1,305	367	28.12%	18	1,252	358	28.59%	12
29	大衡村	711	281	39.52%	7	684	233	34.06%	7
30	色麻町	995	243	24.42%	23	984	202	20.53%	30
31	加美町	3,867	646	16.71%	35	3,711	542	14.61%	35
32	涌谷町	2,639	586	22.21%	30	2,561	565	22.06%	24
33	美里町	4,082	1,016	24.89%	22	4,023	965	23.99%	20
34	女川町	1,281	611	47.70%	3	1,197	558	46.62%	3
35	南三陸町	2,220	490	22.07%	31	2,160	350	16.20%	34
合計		306,783	92,774	30.24%	-	295,516	85,262	28.85%	-

※対象者数は、4月1日現在。

（3）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かい支援を行い、高齢者の健康増進を図ることを目的として実施するものです。

本事業は令和2年度から市町村に委託して実施しており、国では令和6年度までに全市町村で実施することを目標とし、宮城県は令和6年度から全35市町村が事業を実施しています。

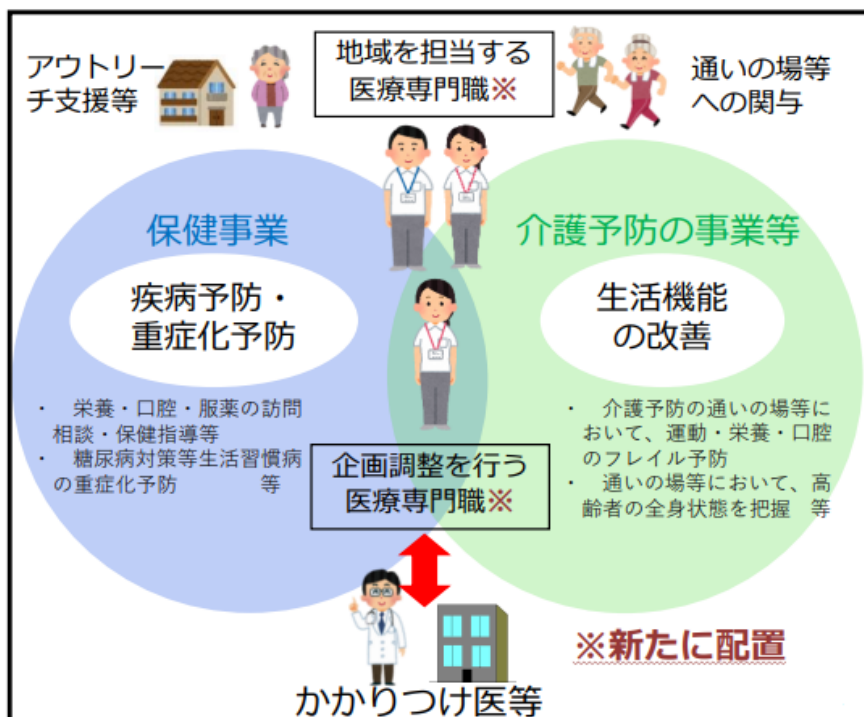
広域連合では、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）及び通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）の事業を実施する日常生活圏域数に応じて、市町村に委託事業費を交付しています。

【令和6年度実施状況】

ハイリスクアプローチ取組事業内訳（複数取組市町村あり）

低栄養	2か所
口腔	1か所
服薬（重複投薬・多剤投与等）	1か所
生活習慣病重症化予防	16か所
糖尿病性腎症重症化予防	14か所
健康状態不明者対策	19か所

▼一体的実施イメージ図



4. 医療費適正化事業

被保険者が必要に応じて適切な医療を受けることができる体制を構築することは保険者である広域連合の責務であり、また、今後、被保険者が増加していく中、持続可能な制度を堅持するためにも医療費の適正化を図ることが求められています。

広域連合では、ジェネリック医薬品の使用を推進することにより、医療費の削減に努めています。また、被保険者の皆様の医療費を定期的に通知することにより、健康意識の啓発を行っています。

(1) ジェネリック医薬品希望シールの配布

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」には、先発医薬品と同等の効能があり、価格が先発医薬品に比べて安価であるという特徴があります。よって、ジェネリック医薬品の使用により、お薬代の自己負担額軽減や医療保険財政改善が期待されます。

広域連合では、被保険者の皆様が医療機関で相談しやすいよう、被保険者証送付時に「**ジェネリック医薬品希望シール**」を同封し、配布しております。（配布実績：約36万枚）



ジェネリック医薬品希望シールのイメージ
(希望される場合は、保険証やお薬手帳の余白部分に貼り付けてください)

(2) ジェネリック医薬品差額通知

広域連合では、令和5年4月に処方された先発医薬品からジェネリック医薬品（後発医薬品）へ切り替えた際に、お薬代の負担がどのくらい減るか（自己負担額の差額）をお知らせする「**ジェネリック医薬品差額通知書**」を送付しています。

被保険者の皆様は、通知書を基に医師・薬剤師等へ薬剤の切替えを相談し、お薬代の自己負担軽減を行うきっかけを持つことができます。

令和5年度のジェネリック医薬品への切替率と削減効果額については次のとおりです。

〒980-0011
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3
宮城県自治会館9階

宮城県後期高齢者医療広域連合から、
ジェネリック医薬品の利用促進を目的
としたお知らせです。

ヤマダ ハナコ 様
〒980-0011
12345678 1-1

ジェネリック医薬品の相談窓口
通話無料：0120-216-643
対応時間：月～金（祝日除く）
9:00～17:00

お薬代の負担を減らしませんか？

2020年04月 に処方されたお薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、
お薬代は、(円) **1,332円** 程度、ご負担が軽くなると見込めます。
※必ず、かかりつけの医師、薬剤師にご相談をお願いします。

医師機関（薬局）・薬剤名	お支払いになったお薬代（円）	ジェネリック医薬品に切り替えることで削減できるお薬代（円）
●●薬局 ボルタレン錠 25mg	720円	360円～
▲▲薬局 リウマチレックスカプセル	2,304円	972円～
お薬代の合計	3,024円	1,332円～

●このお知らせは薬剤料の軽減額目安について記載しているものです。実際の処方料は調剤技術料・薬学管理料等により、変動している可能性があります。
●このお知らせに記載しているお薬は、生活習慣病（高血圧、糖尿病など）や慢性疾患（ぜんそく、リウマチなど）で長期服用されている医薬品を中心としており、短期処方のお薬は記載していません。

令和5年度ジェネリック医薬品差額通知実績

- ① 通知対象者 : 9,904人※
- ② 切替数 : 792人
- ③ 切替率 : 11.3% (令和5年9月調査)
- ④ 削減効果額 : **1,132,000 円の減**

※生活習慣病や慢性疾患に処方される先発医薬品を服用している被保険者で、1か月当たりの自己負担額の差額が大きく、年齢の低い方が対象です。

通知書のイメージ図(A4サイズ)

(3) 医療費通知

被保険者の皆様に健康意識を高めいただくため、医療機関でかかった医療費の額を年に1回（1月下旬）お知らせしています。通知には、「診療年月」「医療機関名称」「診療区分」「日数」「医療費総額」「自己負担相当額」「食事療養費」などが記載されています。

令和7年1月24日（予定）

〒999-9999
宮城県〇〇市××9999番地

広城 太郎 様

発行者
〒980-0011
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3
宮城県自治会館9階

宮城県後期高齢者医療広域連合長

公印

後期高齢者医療制度 医療費のお知らせ

令和6年1月～令和6年10月診療分の
医療費控除申告見込額 (⑥+⑨) 95+93 円

あなたの医療費は、下記のとおりです。

被保険者番号 99999999 対象期間 令和6年1月～令和6年10月

① 診療年月	② 医療機関名称	③ 診療区分	④ 日数	⑤ 医療費総額(円)	⑥ 自己負担相当額(円)	⑩ 減額査定			
						⑦ 回数	⑧ 費用額(円)	⑨ 標準負担額(円)	
対象期間内合計						—	99999	99999	—
令和6年1月	〇〇医院	医科入院	31	359,760	15,000	90	59,100	9,300	
令和6年1月	〇〇医院	医科入院	30	348,420	15,000	93	61,070	9,000	

医療費通知書のイメージ拡大図(A4サイズ)

「マイナンバーカード」を健康保険証として使ってみませんか

健康保険証をお使いの皆さまへ
「マイナンバーカード」を健康保険証として使ってみませんか

1 どんなメリットがありますか？

- Point 1 よりよい医療が可能な！**
本人が持参すれば、初めての医療機関でも、保険診療や受診に要する説明書や処方箋と共有でき、より適切な処置が受けられるようになります。
オンライン診療や遠隔医療も受けやすくなります。
- Point 2 自身の健康管理に役立つ！**
マイナンバーカードで、病歴・薬歴が簡単に閲覧できます。
かかりつけ医やかかりつけ薬剤師の処方履歴も確認することができます。
- Point 3 オンラインで医療費控除がより簡単に！**
マイナンバーカードの医療費控除機能が活用できます。確定申告や確定申告書の提出が簡単になります。
また、令和3年分以降の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナンバーカードを併せて医療費控除の控除入力が可能です。
- Point 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！**
延長給付期間がなくても、高額療養費制度に該当する医療費の自己負担額が軽減されます。
また、マイナンバーカードを併せて申請することで、延長給付期間が短縮されます。
- Point 5 医療費の控除確認がスムーズに！**
カードリーダーで読み取ったデータを基に、医療費控除の控除額が確認できます。確定申告書の提出や控除額の確認がスムーズになります。
- Point 6 医療費の事務コストの削減！**
医療費の請求額が減少することから、医療機関の事務コストが削減できます。医療機関の事務コスト削減につながります。
- Point 7 健康保険証の切り替え等が簡素化されます**
転居の際の健康保険の切り替え等がスムーズに行われます。また、健康保険の切り替え等が簡素化されます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うリーフレット（令和6年6月）A4サイズ相当4ページ両面被保険者へ広域連合より直接送付（345,000部）

令和6年度からの後期高齢者医療制度の見直しに関するご案内

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が現役世代の負担する支援費でまかなわれています。少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていく見込みです。このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。

令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、**令和6・7年度の保険料に反映されています。**

1 「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援費」の伸び率が同じとなるよう見直し
2 出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支拂する仕組みの導入



今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につなげていくために行われます。



令和6年度制度改正に伴うリーフレット（令和6年6月）A4サイズ相当4ページ両面被保険者へ広域連合より直接送付（345,000部）

令和6年8月からの後期高齢者医療制度のお知らせ

この制度は皆さまからの保険料のほか、現役世代からの支援費等により運営されています。

対象となる方
75歳以上の方が対象です（65歳以上75歳未満の方で一定の障害があり、医療サービスの提供を受けた方も加入することができます）。対象となる方は、それまで加入していた国民健康保険や会社の健康保険などから、自動的に後期高齢者医療制度に移行します。

窓口負担の割合（2ページ）
医療費の窓口負担割合は、前年の所得に応じて、1割、2割、3割のいずれかとなります（一人で複数の医療機関の窓口患者がいる場合は、各年の総所得金額が最も高い医療機関に統一されます。）。

保険料（5ページ）
保険料は、個人ごとに計算され、お一人お一人に納めていただきます。

被保険者証（保険証）
令和6年12月2日以降、紙の保険証は発行されませんが、お手元の保険証は有効期限（令和7年7月31日）まで使用できます。

宮城県後期高齢者医療広域連合

リーフレット（令和6年6月）A4サイズ相当6ページ両面年次更新時及び8～11月年齢到達者分被保険者証に同封（378,000部）

令和6年12月からの後期高齢者医療制度のお知らせ

この制度は皆さまからの保険料のほか、現役世代からの支援費等により運営されています。

対象となる方
75歳以上の方が対象です（65歳以上75歳未満の方で一定の障害があり、医療サービスの提供を受けた方も加入することができます）。対象となる方は、それまで加入していた国民健康保険や会社の健康保険などから、自動的に後期高齢者医療制度に移行します。

窓口負担の割合（2ページ）
医療費の窓口負担割合は、前年の所得に応じて、1割、2割、3割のいずれかとなります（一人で複数の医療機関の窓口患者がいる場合は、世帯の総所得金額が最も高い医療機関に統一されます。）。

保険料（5ページ）
保険料は、個人ごとに計算され、お一人お一人に納めていただきます。

資格確認書
医療機関にかかるときに窓口に表示してください。

令和6年12月2日以降、紙の保険証は発行されませんが、お手元の保険証は有効期限（令和7年7月31日）まで使用できます。

宮城県後期高齢者医療広域連合

リーフレット（令和6年10月）A4サイズ相当6ページ両面12～3月年齢到達者分資格確認書に同封（21,000部）

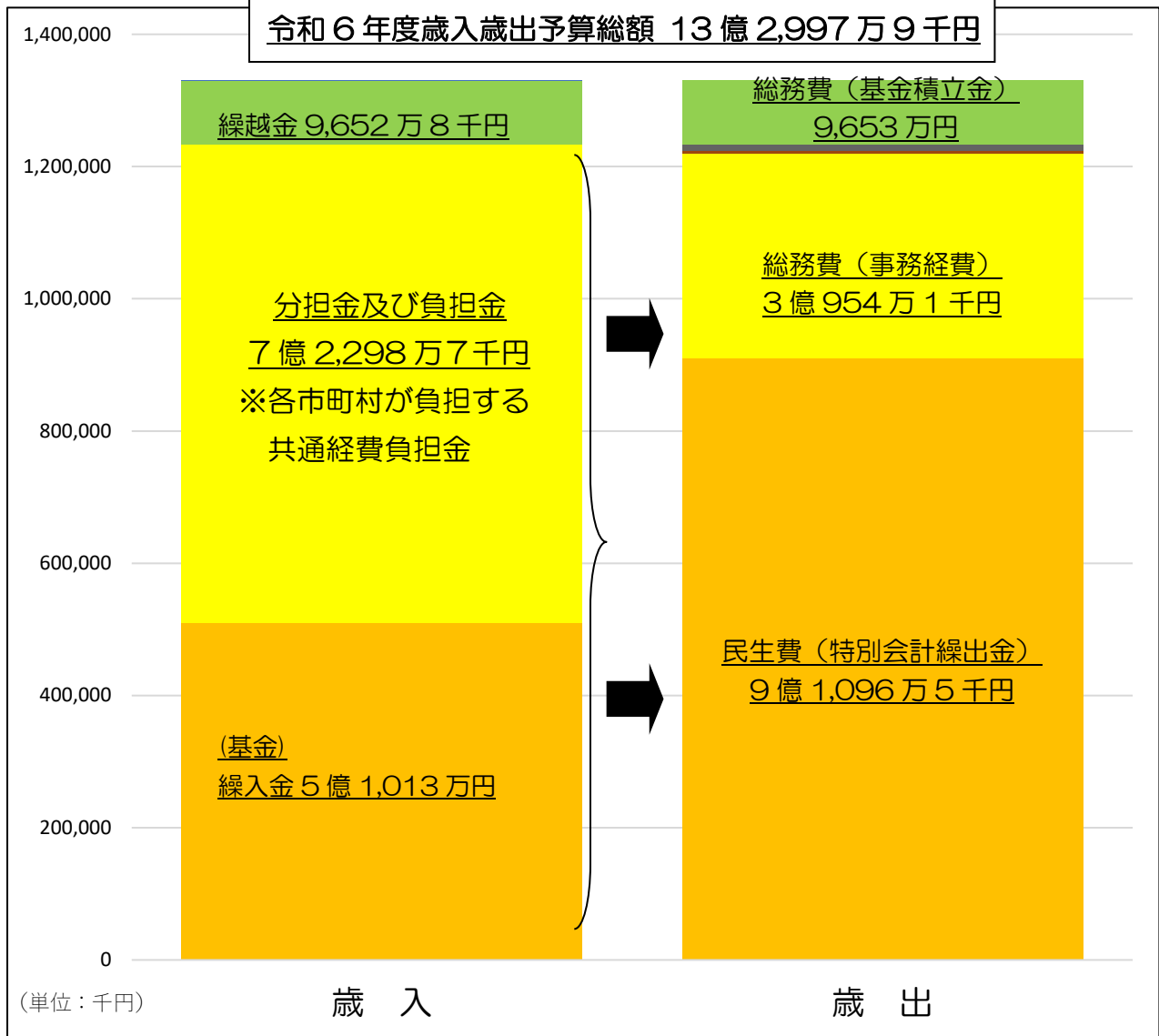
Ⅲ 令和6年度予算

被保険者の皆様の保険料や県内各市町村の負担金などを財源とする広域連合は、保険者として「安心医療の確保」と「制度の安定運営の確保」の2つを基本として制度運営の充実を図っています。

1. 一般会計予算（令和6年8月31日現在）

一般会計予算には、議会費、広域連合事務局運営に係る事務経費（市町村からの派遣職員の人件費負担金、事務所使用料、内部情報系システム保守業務委託料等）、特別会計繰出金に要する経費を計上しています。

これらの経費は、県内35市町村が負担する共通経費負担金により賄われています。

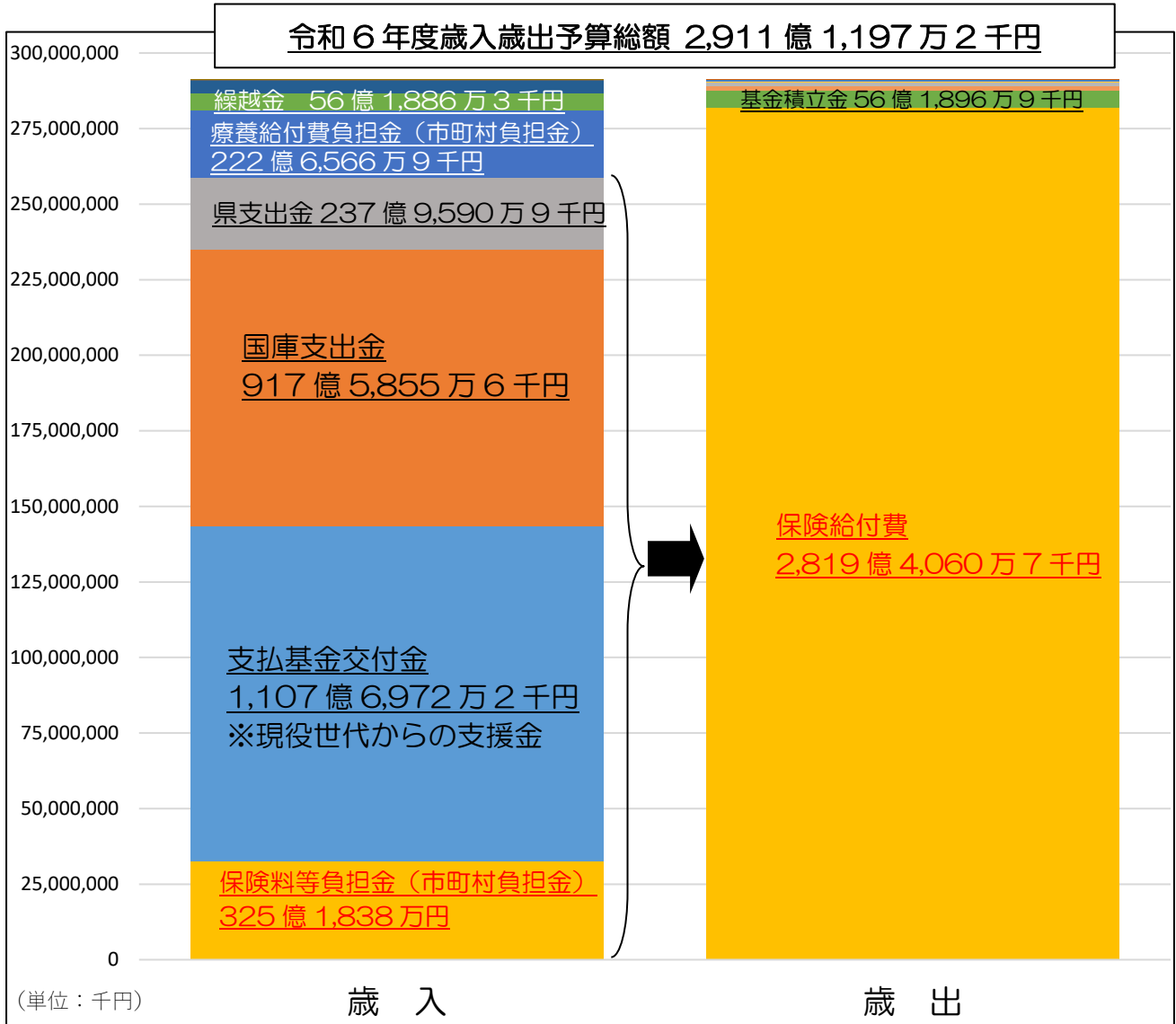


(その他の歳入及び歳出)

歳入		歳出	
財産収入（基金運用収入）	1千円	議会費（議会運営費用等）	294万3千円
諸収入（預金利子、雑入等）	33万3千円	予備費	1,000万円

2. 後期高齢者医療特別会計予算（令和6年8月31日現在）

特別会計予算には、医療給付費や健康診査などの保健事業に要する経費を計上しており、保険給付費が歳出の大部分（約96.8%）を占めています。保険給付費は、公費（国・県・市町村）、現役世代からの支援金及び被保険者の保険料により賄われています。



(その他の歳入及び歳出)

歳 入		歳 出	
繰入金（基金繰入金）	40億4,961万9千円	保健事業費（健康診査費等）	17億449万9千円
諸収入（第三者納付金等）	1億9,683万円	総務費（被保険者証作成経費、広報周知経費等）	9億5,898万3千円
特別高額医療共同事業交付金	1億3,831万8千円	諸支出金（保険料還付金等）	2億8,379万9千円
		予備費	2億2,416万3千円
財産収入（基金運用収入）	10万5千円	支払基金拠出金	2億1,000万円
		特別高額医療共同事業拠出金	1億6,766万円
財政安定化基金	1千円	公債費（一時借入金利子）	329万2千円

『令和6年度版 後期高齢者医療の事業概要』

作 成 宮城県後期高齢者医療広域連合

所在地 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3

宮城県自治会館9階

連絡先 宮城県後期高齢者医療広域連合 総務課

TEL 022-266-1026 /FAX 022-266-1031

E-mail info@miyagi-kouiki.jp